飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（受動喫煙防止対策支援）事前確認事項

撤去・事前確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 確認事項 | ご回答 |
| 旅館業法又は、食品衛生法に定める必要な許可を取得している。なお、次の各号に該当する施設ではない。(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に定める接客業務受託営業及びこれらに類する事業を営む施設 (2) 健康増進法第28条第１項第７号に定める喫煙目的施設 | はい | いいえ |
| 事業税その他租税の未申告又は滞納がある者でない。 | はい | いいえ |
| 本助成事業計画に係る経費について、公社・国・都道府県・区市町村等から助成金その他の財政的支援を受けていない。また今後、同一設備で国・都道府県・区市町村等から助成金その他の財政的支援を受けることはできないことを確認し、承知した。  | はい | いいえ |
| 助成金を受け取るためには、公社の定める事業実施期間内に助成事業に係るすべての工事・支払等が完了するとともに、指定された期限までに、公社が行う検査に合格し、かつ実績報告書及び請求書を、公社に提出しなければならないことを理解した。 | はい | いいえ |
| 分煙設備撤去及び全面禁煙化実施に当たっては、消防法、建築基準法等の法令に係る届出が必要となる場合があることから、消防署等の所轄庁に対する確認を済ませている。 | はい | いいえ |
| 分煙設備撤去及び全面禁煙化実施に当たっては、すべての関係法令・条例を遵守する。 | はい | いいえ |
| 事業の経費の見積りはすべて適正であり、虚偽・不正の内容にもとづく申請ではない。 | はい | いいえ |
| 本助成事業に係る手続きにおいて、追加資料の提出など、法令や要綱等にもとづく、公社の指示には、誠実かつ速やかに対応しなければならないことを理解している。 | はい | いいえ |
| 審査の結果、申請額の全額又は一部が認められない場合があることを理解している。 | はい | いいえ |
| 助成金の交付を受け、助成事業が完了した日の属する会計年度から５年間は当該事業所・店舗で営業を継続する意思がある。助成事業完了後、５年以内に転出・廃業等で取得財産を処分する場合は、助成金に係る規定により計算された金額を公社に返納しなければならないことを承知した。 | はい | いいえ |
| 「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業（受動喫煙防止対策支援）助成金　募集要項（「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助事業を通じて取得した分煙設備の撤去費等）」に記載の内容及び「申請者情報の取扱いについて」の内容を確認し、承知した。 | はい | いいえ |
| 余裕を持った事業計画を策定している。また、審査の途中経過について、公社は回答できないことを理解している。 | はい | いいえ |
| 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていない。 | はい | いいえ |
| 申請日までの過去５年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こした者でない。 | はい | いいえ |
| 過去に公社から助成金の交付を受けている場合、申請日までの過去５年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出している。 | はい又は非該当 | いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）又は、私的整理手続中など事業の継続性について不確実な状況が存在している者でない。 | はい | いいえ |
| 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者でない。 | はい | いいえ |
| 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営む者でない。 | はい | いいえ |
| 申請に必要な書類を全て提出できる。 | はい | いいえ |

以上の内容について、事実と相違ありません。

　　

　　　　　　　　　　住所（本店所在地）

　　　　　　　　　　名称（商号等）

　　　　　　　　　　代表者　職・氏名